

那須塩原市立黒磯北中学校 部活動方針

1 黒磯北中学校部活動基本方針

- (1) 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- (2) 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- (3) 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築する。
- (4) 部活動の実施に際しては生徒の安全を十分に確保する。
- (5) 生徒の部活動への加入を原則とするが、学校管理下以外の「地域スポーツクラブ等」に加入しており、学校の部活動への参加が難しい場合や、健康上の理由や家庭の事情等で、部活動を行うことが難しい状況にある場合などには、部活動に加入しなくともよい。

2 部活動の休養日及び活動時間について

(1) 休養日の設定

- ア 学期中は、平日1日、第1・第3日曜日は休養日とする。
- イ 第1・第3日曜日に大会等が重なってしまった場合、休養日を振り替えて取る。
- ウ 長期休業中の週末は、休養日とする。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- エ 大会・コンクール（県中学校体育連盟・各種連盟主催等）前において、基準どおりに休養日が確保できない場合には（大会1週間前でも）、その前後に代替の休養日を確保し、生徒の身体的な疲労などに留意することにより、長期間連続して活動することがないようにする。
- オ 定期テストのための部活動休止日は次のとおりとする。
 - ・ 中間テスト…テスト初日の前日（日曜日）からテスト最終日（金曜日）の朝まで（1日1教科のテスト実施）
 - ・ 期末テスト…テスト実施日の3日前からテスト実施日の朝まで（1日で5教科のテスト実施）

(2) 活動時間

- ア 1日の活動時間は、準備・片付けの時間を含めて、平日2時間以内、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間以内とする。
- イ 朝練習は原則行わないが、行う場合には、顧問は季節や児童生徒の通学時間などを考慮しながら、目的をもって短時間で効果的に実施できる計画を立て、生徒の健康、学校生活や授業に支障のない範囲で実施する。なお、週に4日を超えない範囲で行うものとする。
- ウ 練習試合等で基準の活動時間を超えて活動する場合には、生徒の健康的な生活と学習時間の保障を確保した上で、生徒の負担をできるだけ軽減するために効率的な活動を行う。また、生徒の健康管理に十分配慮し、休養時間を適切に設定するとともに、別の日の活動時間を減らすなど、週当たりの活動時間にも留意する。

3 学校管理下外の生徒の活動について

- (1) 部活動顧問は、部員が学校外のクラブ等に所属して活動している実態を把握する。
- (2) 部活動顧問は、部員が所属している学校管理下外の「地域スポーツクラブ等」の活動が、学校の部活動と同じ内容の活動を行っている実態を把握した場合には、生徒の過度な負担とならないよう、クラブ関係者、保護者の理解と協力を得られるように調整を図る。
- (3) 上記に示したような「地域スポーツクラブ等」への部員の加入については任意であり、学校や保護者会が加入を強制させることはしないよう十分配慮する。

4 運動部活動における安全管理の徹底について

- (1) 顧問は、生徒はまだ自分の限界、心身への影響等について十分な知識や技能をもっていないことを前提として、計画的な活動により、各生徒の発達段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療関係者等への連絡体制を整備する。また、生徒自身が、安全に関する知識や技能について、保健体育等の授業で習得した内容を活用、発展させたり、新たに身に付け、積極的に自分や他人の安全を確保したりできるように指導する。
- (2) 活動中、顧問は生徒の活動に立ち会い、直接指導することを原則とするが、やむを得ず直接練習に立ち会えない場合には、他の教員と連携、協力したり、あらかじめ運動部顧問と生徒との間で約束された安全面に十分に留意した内容や方法で活動させ、部活動日誌等により活動内容を把握できるようにしたりする。このためにも、運動部顧問は日頃から生徒が練習内容や方法、安全確保のための取組を考え、理解できるような指導を心掛ける。

5 県外遠征、合宿等について

- (1) 県外遠征、合宿等を計画する場合は、参加許可申請書を校長に提出する。
- (2) 県外遠征、合宿等を計画する場合は、保護者から承諾書を提出してもらい、校長に提出する。

6 年間計画及び毎月の計画、活動実績について

- (1) 部活動顧問は、年間の活動計画及び毎月の計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し理解と協力を求める。

7 指導について

- (1) 部活動の指導に当たって、体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自発性を損なうことの無いよう考慮して指導にあたる。
- (2) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自発性、自発的な活動を促す。

8 熱中症対策について

- (1) 夏季に活動場所の温度が暑さ指数（WBGT）が28度を超える場合には、部活動についてその都度方針を立て、校長の承認を得るようにする。

9 感染症対策について

- (1) 感染症に罹患した生徒が発生した場合は、部活動についてその都度方針を立て、校長の承認を得るようにする。

※上記以外の事項については、那須塩原市教育委員会の方針に則って実施する。

上記方針は2023年4月1日より実施する。

策定期日：2023年4月1日